

土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

- 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（抄）（第一条関係） ※省略
- 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）（抄）（第二条関係）
- 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第三条関係） ※省略

改正案	現行
<p>（地図及び簿冊の様式）</p> <p>第二条 法第二条第六項の規定による地図及び簿冊の様式は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法第二条第五項に規定する地図（以下「地籍図」という。）の縮尺は、次のとおりとする。</p> <p>主として宅地が占める地域及びその周辺の地域 二百五十分の一又は五百分の一</p> <p>主として田、畑又は塩田が占める地域及びその周辺の地域 五百分の一、千分の一又は二千五百分の一</p> <p>主として山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域 千分の一、二千五百分の一又は五千分の一</p> <p>十・十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（都道府県計画）</p> <p>第七条 法第六条の三第一項の規定による地籍調査に関する都道府県計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 第一号の調査地域の特性に応じた効率的な調査方法（次条第六号において「効率的調査方法」という。）の導入に関する方針</p> <p>2（略）</p>	<p>（地図及び簿冊の様式）</p> <p>第二条 法第二条第六項の規定による地図及び簿冊の様式は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法第二条第五項に規定する地図（以下「地籍図」という。）の縮尺は、次のとおりとする。</p> <p>主として宅地が占める地域及びその周辺の地域 五百分の一（国土交通大臣が特に必要があると認めめる場合には、二百五十分の一）</p> <p>主として田、畑又は塩田が占める地域及びその周辺の地域 千分の一（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、五百分の一又は二千五百分の一）</p> <p>主として山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域 二千五百分の一又は五千分の一</p> <p>十・十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（都道府県計画）</p> <p>第七条 法第六条の三第一項の規定による地籍調査に関する都道府県計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p>

(事業計画)

第八条 法第六条の三第二項の規定による事業計画は、国土交通省令で定める様式により、次に掲げる事項について定めなければならない。

一〜五 (略)

六 導入する効率的調査方法の内容(効率的調査方法の導入が困難であるときは、その旨及びその理由)

七 (略)

(事業計画の協議の申出)

第九条 都道府県は、法第六条の三第三項の規定により国土交通大臣に協議を申し出ようとするときは、作業別の実施計画、前条第七号の費用の総額の算出の基礎その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付してするものとする。

(成果の認証に準ずる指定)

第十九条 法第十九条第五項の規定による認証の申請は、次に掲げる事項を記載した認証申請書を国土交通大臣又は事業所管大臣に提出してしなければならない。

一〜四 (略)

五 法第十九条第六項の規定により国土調査を行う者が申請する場合にあつては、当該国土調査を行う者の名称

2 (略)

3 法第十九条第六項の規定により国土調査を行う者が同条第五項の規定による認証の申請を行うときは、前項に規定するもののほか、同条第六項後段の同意を得たことを証する書類を添えなければならない。

4 第十七条の規定は、法第十九条第七項の規定により事業所管大臣が国土交通大臣の承認を得る場合について準用する。

(成果の認証に準ずる指定をした旨の公告)

第二十条 法第十九条第八項の規定による公告は、官報によりしなければならない

(事業計画)

第八条 法第六条の三第二項の規定による事業計画は、国土交通省令で定める様式により、次に掲げる事項について定めなければならない。

一〜五 (略)

(新設)

六 (略)

(事業計画の協議の申出)

第九条 都道府県は、法第六条の三第三項の規定により国土交通大臣に協議を申し出ようとするときは、作業別の実施計画、前条第六号の費用の総額の算出の基礎その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付してするものとする。

(成果の認証に準ずる指定)

第十九条 法第十九条第五項の規定による認証の申請は、次に掲げる事項を記載した認証申請書を国土交通大臣又は事業所管大臣に提出してなければならない。

一〜四 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

3 第十七条の規定は、法第十九条第六項の規定により事業所管大臣が国土交通大臣の承認を得る場合について準用する。

(成果の認証に準ずる指定をした旨の公告)

第二十条 国土交通大臣又は事業所管大臣は、法第十九条第五項の規定

ばならない。

により国土調査以外の測量及び調査の結果作成された地図及び簿冊を
同条第二項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果が
あるものとして指定した場合においては、遅滞なく、官報により、そ
の旨を公告しなければならない。